一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	三五	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物を原料としてもののに使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、二〇、四〇とする。					
						(二)　青酸誘導品含有排出水を排出する工程（(三)に掲げるものを除く。）にあってはその排出水に係るものに第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、五〇、一八〇、三〇〇とする。					
						(三)　青酸誘導品含有排出水を排出する工程及びこれに係る排出水を排出する公共用水域に排出水を排出するものにあっては、第三欄の値は、六〇とする。					
一一六	メタン誘導品製造業	一五	二五	一〇	一五						
一一七	発酵工業	一五	三〇	一〇	二〇	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、四〇とする。					
（略）											
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	二五	一〇	一五	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(二)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、五五とする。	(二)　窒素又はその化合物を原料としてもののにあっては、第三欄(2)(ロ)及び(1)(イ)の値は、それぞれ三〇、一〇、五〇とする。				

一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	三五	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物を原料としてもののに使用するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、二〇、四〇とする。					
						(二)　青酸誘導品含有排出水を排出する工程（(三)に掲げるものを除く。）にあってはその排出水に係るものに第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、五〇、一八〇、三〇〇とする。					
一一六	メタン誘導品製造業	一五	六〇	一〇	一五						
一一七	発酵工業	一五	四〇	一〇	二〇						
（略）											
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	五五	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物を原料としてもののに使用するものにあっては、第三欄(2)(ロ)及び(1)(イ)の値は、それぞれ三〇、一〇、五〇とする。					